鹿島病院(通所リハビリテーション事業)の概要 <令和6年4月1日現在>

施設の名称	医療法人財団公仁会 鹿島病院						
施設の所在地	島根県松江市鹿島町名分243-1						
都道府県知事指定番号	3211110857						
管理者の氏名	坂之上 一史						
連絡先	TEL 0852-82-263	7 FAX 0852	2-82-263	39			
営業日		月〜土及び、祝祭日(但し、12月30日から1月3日を除く)					
営業時間	8:30~17:30						
サービス提供時間	9:30~15:35						
利用定員	45名						
<u>サービス提供地域</u>	松江市(島根町、宍道	新、玉湯町、八束I	町、八雲町	、美保関町、東出雲町	打を除く)		
事業の目的	医療法人財団公仁会鹿島病院は、指定通所リハビリテーション事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対して医師及び理学療法士、作業療法士その他従業者が、適正な通所リハビリテーションを行うことを目的とする。						
運営の方針	1. 通所リハビリテーションの提供に当たる医師等の従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身機能、活動参加などの生活機能の維持向上を図る。 2. 通所リハビリテーション事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携						
	2. 超別りバビリナーション事業の実施に当たっては、関係は動物、地域の保健・医療・福祉サービスと を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。						
	研修を実施する等の	用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、 る等の措置を講じるものとする。					
	● ①事業所は、虐待防止のための対策を検討する法人に設置した身体抑制委員会に参加する担当者から 容について情報を収集し、周知徹底を図る。 ● ②事業所における虐待の防止のための指針、マニュアルを遵守し実践する。						
②事業所にあける虐待の防止のための指針、マニュアルを遵守し美践する。 ③職員に対して虐待の防止のための研修を年2回以上実施し、研修を適切に実施するための担当 ④担当者は、法人に設置している身体抑制検討部会の構成員である在宅サービス部職員がその							
	●管理者 1名(病院 及び 介護予防通所リハビリと兼務)						
14402 (11 1123	事業所の従業者の管				271113237		
	●医師 6名(病院 及び 介護予防通所リハビリと兼務)						
	利用者の健康管理及				271113237		
				いせらいつ。			
	 ●理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 11名 (介護予防通所リハビリと兼務 訪問看護、訪問リハビリ、病院と兼務) 利用者のリハビリテーション指導、訓練等を行う。 ●看護職員 2名(介護予防通所リハビリと兼務) 利用者の健康管理及び適切な処理等を行う。 ●介護職員 8名(介護予防通所リハビリと兼務) 利用者の介護・リハビリテーションの補助等を行う。 						
		●歯科衛生士 1名(介護予防通所リハビリと兼務 病院と兼務)					
	□腔清掃の指導・実施を行う。 ●管理栄養士 1名(介護予防通所リハビリと兼務 病院と兼務)						
THE WA	栄養・食事相談等の				+>#+>		
利用料金	●通所リハビリテージョ 	通所リハビリテーション利用料(サービ 1 日当たりの利					
	要介護1	6,700F	3	670円		1	
	要介護2	7,970F		797円		1	
	要介護3	9,190F		919円		1	
	要介護4	10,660F		1,066P		1	
	要介護5	12,110F		1,211		1	
	●日当たり付加されるサービスの利用料		1日当	4たりの利用料金		じりの自己負担額 負担の場合)	
	理学療法十等体制強	理学療法士等体制強化加算		300円	, . <u>.</u>	30円	
	入浴介助加算(I)			400円		40円	
	入浴介助加算(Ⅱ)			600円		60円	
	リハビリテーション提供体制加算			240円		24円	
	短期集中個別リハ実施加算 栄養改善加算 重度療養管理加算 サービス提供体制強化加算(I) 移行支援加算 介護職員処遇改善加算(I) 介護職員等特別処遇改善加算(I)			1,100円		110円	
			2.000	円(月2回限度)	200円	(月2回限度)	
			_,555	1000		100	
				220円		22	
				120円		12	
			L 听定单位数	 XX47/1000×10円	たの 全	 額×1/10の額	
				X20/1000×10月 X20/1000×10月		額×1/10の額	
				X20/1000X10円 X10/1000X10円		額×1/10の額	
	中山間地域等に居住する者にサービス提供 した事業所加算			<u> X 10/1000 X 10円</u> 数の5/100×10円		<u>額×1/10の額</u> 額×1/10の額	
	送迎を行わない場合	上		上消に付:	 き47円を減算する		
		<i>∨ノ∥ツ∖ナ</i> Ŧ	1 /1@CIN	<u> </u>	/1 但に13 (

	●1月当たり付加されるサービスの利用料	1月当たりの利用料金 1月あたりの自己負担額					
		1月当たりの利用料金 	(1割負担の場合)				
		5,600円	560円				
	│ │ │ リハビリテーションマネジメント加算 │	同意日の属する月から6か月以内 2,400円	同意日の属する月から6か月以内 240円				
		同意日の属する月から6か月超	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □				
		8,300円	830円				
	│ │ リハビリテーションマネジメント加算	同意日の属する月から6か月以内	同意日の属する月から6か月以内				
	(B) 1	5,100円	510円				
		同意日の属する月から6か月超	同意日の属する月から6か月超				
		12,500円	1,250円				
	生活行為向上リハビリテーション実施加算 	利用開始日の属する月から6か月以内	利用開始日の属する月から6か月以内				
	生活行為リハビリテーション実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算	通所リハビリテーション利用料の85%を 算定する。減算対象月から6か月以内	左の金額 × 1/10の額				
	(*)上記の法定費用に関し、自己負担金額は、介護保険負担割合証の負担割合によって異なります。 ●その他の費用 食事提供費(おやつ含む) 790円 食材料費(キャンセル料) 570円(利用前日の16:00までに休みの連絡がない 場合) ●介護保険の介護区分認定中に利用され、死亡等の理由で利用が中止された場合 介護保険証に記載する有効期限が死亡月の月末までの場合は、その介護保険証に記載する介護区分によって請求を行います。 有効期限切れの方がサービス利用中にお亡くなりになった場合には、有効期限が切れる前の介護保険証に記載する介護区分により上に記載する合計金額をご負担していただくようになる場合がございますので、よろしくお願いいたします。また当該事例が発生した場合は松江市役所の介護保険担当課にご相談ください。						
苦情相談窓口	●当事業所相談窓□	●島根県国民健康	₹保険国保連合会 				
	窓口責任者 板垣 陽介 ご利用時間 月曜〜土曜 8:30〜17:30 介護保険課 介護サービス 苦情相談窓 連絡先 電話(0852)82-2637 連絡先 電話(0852)21-28						
	●松江市役所 介護保険課事業所指定係 連絡先 電話(0852)55-5689						
非常災害対策	●災害時の対応 別途定める「鹿島病院 消防計画」におっとり対応を行います。 ●平常時の訓練 別途定める「鹿島病院 消防計画」にのっとり年2回の消防避難訓練を行います。						
緊急時及び事故対応	利用者の主治医又は事業所の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また、緊急連絡先に連絡いたします。賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。						
ご利用者様へのお願 い	サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。						
当施設ご利用の際にご 留意いただく事項	 ●居室・設備・器具の利用 施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。 ●喫煙 敷地内は全面禁煙です。 ●現金・所持品の管理 紛失等当院では責任を負いかねますので、各自で管理をしてください。貴重品の持ち込みはお断りします。金銭賃借の行為は禁止します。 ●宗教活動・政治活動 施設内で他の入居者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。 ●動物飼育 施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。 ●携帯電話の使用 						
	施設内の所定の場所にてお願い致します。						
	●異常気象時等の臨時対応について 異常気象や、感染症の蔓延など、営業を行う事や又は継続することで、利用者の安全や健康面に悪影響が生 じる危険性がある時は、管理者の許可の上、営業日を休業とすること、又はサービス提供の途中であっても その時点でサービスを中止することができることとします。						
第3者評価の実施	実施していません。						
 個人情報の取り扱いに	 「個人情報の使用に関する同意書」により説明の上、同意を頂戴します。サービスの提供を通じ収集した情報						
ついて	は、「個人情報の使用に関する同意書」でお示しする目的以外に使用することはありません。またその秘密は、職員の退職後も、またサービスの提供が終了した後も守秘致します。						

適切な指定通所リハビリテーションサービスの提供を確保する観点から、別途法人の定めるハラスメント防止規

ハラスメント対策につ

程に基づき対応します。

いて